

事業者、産業保健スタッフの皆さんへ

産業保健活動総合支援事業のご案内

平成26年4月から新しい支援体制がスタート

平成26年4月から、産業保健を支援する3つの事業（地域産業保健事業、産業保健推進センター事業、メンタルヘルス対策支援事業）を一元化して、「産業保健活動総合支援事業」として、事業場の産業保健活動を総合的に支援します。

[これまでの3事業の体制]

地域産業保健センター

労働者数50人未満の事業場の事業者や労働者を対象に産業保健サービスを提供

産業保健推進センター (連絡事務所)

産業保健スタッフなどを対象に、相談、研修、情報提供などの支援を実施

メンタルヘルス対策 支援センター

産業保健スタッフや事業主を対象に職場のメンタルヘルス対策を支援

[平成26年4月からの新体制]

産業保健活動総合支援事業

独立行政法人 労働者健康福祉機構が実施主体となり、地域の医師会などの協力のもと事業を運営します。

労働者からだと心の一体的な健康管理や作業環境管理、作業管理などを含めた総合的な労働衛生管理の進め方についての相談などを一元的に受付けるなど、企業内での産業保健活動への総合的な支援を実現します。

事業の利用は、都道府県に設置している「産業保健総合支援センター」または「地域窓口」にご相談ください。

産業保健総合支援センター

[都道府県ごとに設置]

事業全体を統括。
事業者・産業保健スタッフなどを支援

地域窓口

(地域産業保健センター)

[おおむね監督署管轄区域に設置]

主に、労働者数50人未満の事業場を支援

詳細は、独立行政法人 労働者健康福祉機構、または産業保健総合支援センターにお問い合わせください。

独立行政法人 労働者健康福祉機構ホームページ

<http://www.rofuku.go.jp/shisetsu/tabid/578/Default.aspx>



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

産業保健活動総合支援事業のサービス内容

産業保健総合支援センター

事業者や産業保健スタッフなどを対象に、専門的な相談への対応や研修などを行います。

- 産業保健関係者からの専門的な相談への対応
- 産業保健スタッフへの研修
- メンタルヘルス対策の普及促進のための個別訪問支援
- 管理監督者向けメンタルヘルス教育
- 事業者・労働者に対する啓発セミナー
- 産業保健に関する情報提供

地域窓口（地域産業保健センター）

労働者数50人未満の事業場を対象に、相談などへの対応を行います。

- 相談対応
 - ・メンタルヘルスを含む労働者の健康管理についての相談
 - ・健康診断の結果についての医師からの意見聴取
 - ・長時間労働者に対する面接指導
- 個別訪問指導（医師などによる職場巡回など）
- 産業保健に関する情報提供

※ 労働者数50人以上の事業場についても、産業保健総合支援センターのサービス利用の相談などを受け付けます。

労働者健康福祉機構（本部）

- 産業保健に関する全体的な情報提供
- メンタルヘルス相談機関などの情報の登録